

京都市告示第 136 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 16 年 4 月 9 日

京都市長 梶 本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山ノ内34号線	右京区山ノ内御堂殿町19番地の14地先から 同町13番地の7地先まで	旧	メートル 22.30	4.60 ～メートル 6.00
		新	22.30	6.01 ～ 6.02
山ノ内49号線	右京区山ノ内御堂殿町18番地の3地先から 同町13番地の7地先まで	旧	43.90	3.85 ～ 6.00
		新	43.80	6.01 ～ 8.50
松尾山田経29号線	西京区山田南山田町14番地の4地先から 同区山田御道路町16番地の4地先まで	旧	18.20	2.45 ～ 4.45
		新	18.20	3.20 ～ 6.46
久我8号線	伏見区久我森の宮町13番地の183地先から 同町13番地の181地先まで	旧	99.80	1.80
		新	99.80	4.21 ～ 4.35

久我25号線	伏見区久我森の宮町12番地の8地先から 同町13番地の143地先まで	旧	16.30	1.20
		新	16.30	6.00 ~ 9.01

(建設局道路部道路明示課)